

# 令和7年度 9~10月 創業オンラインセミナー

対象 広島県内で創業を検討している方  
創業後間もない方

定員 各回 50 名程度

受講料 無料

開催方法 Web 会議ツール(Zoom)による  
招待URLとセミナーごとの連絡事項は、  
開催2日前頃にお伝えします。

お申し込みはこちら

ひろしま創業サポートセンター  
ホームページ内の専用フォーム  
からお申し込みください。



※締切:各開催日の4営業日前

<https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20404>

## 1 創業時に押さえておくマーケティングの基礎

令和7年9月11日(木) 13:30 ~ 15:00

中小企業診断士 ときコンサルタンツ 代表 大島 季子 氏

販路  
開拓

## 2 従業員を雇用するときを知っておきたい労務管理

令和7年9月11日(木) 15:20 ~ 16:50

広島県・今治市雇用労働相談センター 特定社会保険労務士 西本 秀子 氏

人材  
育成

## 3 創業時に押さえておきたい事業計画書のポイント

令和7年10月16日(木) 13:30 ~ 15:00

中小企業診断士 株式会社フィールドマネジメント 猪原 志織 氏

経営

## 4 経理・税務入門

令和7年10月16日(木) 15:20 ~ 16:50

税理士 二井谷素子税理士事務所 代表 二井谷 素子 氏

財務

共催：(公財)ひろしま産業振興機構、広島県・今治市雇用労働相談センター

創業前後の各種相談に対応します(総合支援窓口)



公益財団法人ひろしま産業振興機構  
ひろしま創業サポートセンター  
➡ <https://www.hiwave.or.jp/hsusc/>



HIROSHIMA・IMABARI Employment Labor Consultation Center  
国家戦略特区 広島県・今治市雇用労働相談センター

お問い合わせ

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ひろしま創業サポートセンター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 1F TEL : 082-240-7702 URL : <https://www.hiwave.or.jp/hsusc/>

# 令和7年度 9～10月 創業オンラインセミナー申込書

ひろしま創業サポートセンターホームページの申込みサイトからへお申込みください。

※ 申込期限：各開催日の**4営業日前**までにお申込みください。(開催2日前頃に招待URL等をお伝えします)。

URL：<https://www.hiwave.or.jp/hsusc/seminer/20404>

お申し込み セミナー	1	9/11(木) 13:30 ~ 15:00	創業時に押さえておくマーケティングの基礎		
	2	9/11(木) 15:20 ~ 16:50	従業員を雇用するときを知っておきたい労務管理		
	3	10/16(木) 13:30 ~ 15:00	創業時に押さえておきたい事業計画書のポイント		
	4	10/16(木) 15:20 ~ 16:50	経理・税務入門		
ふりがな		男・女	電話	( ) -	
氏名		歳	E-mail		
住所	〒 -				
屋号・ 法人名		事業内容・業種 (予定含む)			
事務局への メッセージ					

## 【質問欄】

該当するものに☑またはご記入をお願いします。

### 1. 本セミナーを知った方法

- ホームページ ( 市町 ひろしま産業振興機構 金融機関 その他 ) 新聞広告 広報誌  
メルマガ フェイスブック インスタグラム 知人・友人 ( ) の紹介  
創業支援機関等 ( ) の紹介 その他 ( )

### 2. 現在のご職業

- 会社員 個人事業主 法人経営者 学生 非常勤・臨時職員等 フリーランス  
その他 ( )

### 3. 創業状況

- 創業前の方： 創業予定年月日 ( 年 月頃 ) 創業予定場所 ( 市・町 )  
創業されている方：開業・法人設立年月 ( 年 月 ) 創業場所 ( 市・町 )

### 4. 事業内容に係る経験年数

- なし 5年未満 5年以上～10年 10年以上～15年 15年以上

## 【留意事項】

- ホームページの申込サイトからお申込みいただいた方には、メールにより自動返信します。  
自動返信メールが「迷惑メール」に入る場合もありますので、ご注意ください。
- ご記入の情報は、主催・共催にて管理し、法令に定める場合を除き第三者へ提供することはありません。  
今後、主催・共催機関からセミナー等の情報をお送りすることもありますので、予めご了承ください。

※ 本セミナーは、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」です。

創業者が1か月以上の期間にわたって特定創業支援等事業による支援を受け、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する知識を習得できたと認められる場合、株式会社等を設立する際の登録免許税の軽減措置などの特例を受けることができます。

制度の詳細や証明書の発行手続きについては、創業(予定)地の市町にお問い合わせください。